

特別養護老人ホームまいこ園

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南魚沼福祉会が設置経営する短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの運営の方針)

第2条 短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2. 介護予防短期入所サービスの運営の方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った介護予防短期入所サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(短期入所サービスと介護予防短期入所サービスの一体的運営)

第3条 短期入所サービスと介護予防短期入所サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 特別養護老人ホームまいこ園 (以下、「事業所」という)
- (2) 事業所の所在地 新潟県南魚沼市仙石1番地18

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名 (常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、生活相談員 1名以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員 3名以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

四、介護職員 25名以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

介護職員は適所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

五、機能訓練指導員 1名（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

六、栄養士 1名以上（常勤、本体の特別養護老人ホームと兼務）

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

2. 前項に定めるものの他、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

（利用定員）

第6条 短期入所生活介護の定員は14名とする。

2. 前項の他、本体の特別養護老人ホームに空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに利用できるものとする。

（短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの内容）

第7条 短期入所サービスの内容は、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- （1）短期入所サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当、適切に行うものとする。
- （2）短期入所サービスは、居宅介護支援事業者等と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- （3）職員は、短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- （4）事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、そ

の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(5) 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2. 介護予防短期入所サービスの内容は次のとおりとし、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会の提供、送迎とし、サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

(1) 介護予防短期入所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(2) 介護予防短期入所サービスは、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(3) 介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(4) 職員は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5) 事業所は、介護予防短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(6) 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所の利用料)

第8条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

一、次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 実費

二、居住費並びに食事に係る費用等

① 所得段階1～3の者 告示上の額

② 所得段階4の者

居住費（1日につき） 多床室 9 1 5 円

従来型個室 1, 2 3 1 円

食費（１日につき）1, 6 5 0円

（朝食4 1 0円、昼食6 3 5円、夕食6 0 5円）

三、理美容代 実費

四、前各号に掲げるものの他、短期入所生活介護及び介護予防短期入所サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

五、告示上の基準額が改正された場合は新しい利用料を書面により説明する

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 送迎事業の実施区域は次のとおりとする。

湯沢町、南魚沼市

（秘密保持）

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
3. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第11条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

2. 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
3. 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

（損害賠償）

第12条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第13条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛

生管理に十分留意するものとする。

2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、事業所内において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第14条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提示を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、年2回（6月・9月）に避難訓練を行う。

(地域との連携)

第16条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

担当者

2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第19条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

1. 当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合が有ること
2. サービスの利用にあたり指定の物品について持参すること
3. サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービスの利用に先だって担当職員へ報告すること
4. サービス利用に先だって行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合が有ること
5. サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 一、採用時研修採用後1か月以内
- 二、階層別研修随時
2. 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年8月1日から施行する。